

令和 6年 4月 30日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 清水 義郎 

令和5年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員 清水 義郎

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	172,847	政務活動における自動車ガソリン代 外
研 修 費	43,800	松山市議会観光振興議員連盟会費 外
広 報 費	0	
広 聴 費	62,790	Issues利用料支払い 外
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	13,176	コピー料支払い
資料購入費	61,560	週刊・新社会 購読料 外
人 件 費	240,000	議員活動補助における人件費
事務所費	0	
合 計	594,173	

3. 残 額 629,827 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度(4～3月分) 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	政務活動における自動車ガソリン代	95,612 円		1
7/3	関東方面視察	63,500 円		2
2/13	岡山県奈義町への視察	13,735 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		172,847 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年	3月	31日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	政務活動における自動車ガソリン代				
金 額	95,612		円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項					
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額	
4月分	4月 30日	20,342 円	50 %	10,000 円	
5月分	5月 23日	7,000 円	50 %	3,500 円	
6月分	6月 20日	11,936 円	50 %	5,968 円	
7月分	7月 28日	20,000 円	50 %	10,000 円	
8月分	8月 21日	14,354 円	50 %	7,177 円	
9月分	9月 21日	14,950 円	50 %	7,475 円	
10月分	10月 24日	12,700 円	50 %	6,350 円	
11月分	11月 23日	13,800 円	50 %	6,900 円	
12月分	12月 22日	20,800 円	50 %	10,000 円	
1月分	1月 25日	22,500 円	50 %	10,000 円	
2月分	2月 19日	18,884 円	50 %	9,442 円	
3月分	3月 31日	17,600 円	50 %	8,800 円	

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/12(水)09:14
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.4683 P-04
レギュラーガソリン
18.87L/ℓ @159.0 ¥3000

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
04/12 09:13:02 04230412091255
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.6743 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/15(土)11:36
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.6293 P-04
レギュラーガソリン
15.40L/ℓ @156.0 ¥2402
★本日は 159円より 3円/L引きです

合計 ¥2,402
(内消費税等 ¥218)

PayPay支払
ご利用額 ¥2,402
事前支払額 ¥3,000
04/15 11:33:45 04230415113337
差額返金額 ¥598
04/15 11:36:08 04230415113608
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.8211 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/19(水)10:34
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.8341 P-19
レギュラーガソリン
19.36L/ℓ @155.0 ¥3000
★本日は 159円より 4円/L引きです

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
04/19 10:33:44 09230419103337
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.0084 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/26(水)08:57
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.2277 P-10
レギュラーガソリン
19.11L/ℓ @157.0 ¥3000
★本日は 159円より 2円/L引きです

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
04/26 08:56:24 06230426085619
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.3679 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/28(金)09:10

現金メンバー 99-12
区分 11
No.3264 P-04
レギュラーガソリン
31.65L/ℓ @158.0 ¥5000
★本日は 161円より 3円/L引きです

合計 ¥5,000
(内消費税等 ¥455)
お預り ¥5,000
お釣り ¥0

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.4574 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/04/30(日)15:59

現金メンバー 99-12
区分 11
No.4774 P-01
レギュラーガソリン
25.42L/ℓ @155.0 ¥3940
★本日は 159円より 4円/L引きです

合計 ¥3,940
(内消費税等 ¥358)
お預り ¥4,000
お釣り ¥60

係員: 〇〇〇〇 〇〇-No.5948 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/05/13(土)16:23

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.2174 P-07
レギュラーガソリン
25.64L/ℓ @156.0 ¥4000
★本日は 159円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,000

係員 〇〇〇〇 レシートNo.2566 01



納品書(領収書)

2023年05月23日 18:32

売上 上 様 M

6-680186-49990-000

現金フリー

車両番号 実車番

レギュラー P-16
18.52L *
162円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥3,000
お釣り ¥0

楽天カード: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

取引ID : 02305236801861713914

取引日時 : 2023/05/23 18:32:36

楽天ポイント: P

利用ポイント P

利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
後に反映されます。また、会員資格
等の理由で、楽天ポイントが加算
されないことがあります。

詳細はpoint.rakuten.co.jpにて
ご確認下さい。

現金でお支払い上げの場合は、
領収書にかえさせて頂きます。

<http://cavety.jp>

村上石油 株式会社
CAVETY中央通SS
愛媛県 松山市
中央1丁目16-20
TEL:089-925-1430 SS-680186
レシートNo 2413-06
デ-タNo7501-7504

2023/05/23



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/06/05(月)14:31

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.4305 P-04
レギュラーガソリン
25.32L/リ @158.0 ¥4000
★本日は 161円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000

係員 係員 No.3684 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/06/15(木)08:43
PayPay

様

QRコード決済
区分 13
No.9361 P-04
レギュラーガソリン
18.64L/リ @161.0 ¥3000
★本日は 164円より 3円/L引きです

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
06/15 08:42:40 04230615084231
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 係員 No.8353 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/06/20(火)17:49
PayPay

様

QRコード決済
区分 13
No.2294 P-07
レギュラーガソリン
30.66L/リ @161.0 ¥4936
★本日は 164円より 3円/L引きです

合計 ¥4,936
(内消費税等 ¥449)

PayPay支払
ご利用額 ¥4,936
事前支払額 ¥5,000
06/20 17:46:37 05230620174633
差額返金額 ¥64
06/20 17:49:12 05230620174913
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 係員 No.1001 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/07/05(水)08:23

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.0291 P-13
レギュラーガソリン
24.69L/ℓ @162.0 ¥4000
★本日は 165円より 3円/L引きです
合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お支払い ¥10,000
お釣り ¥6,000

係員 係員 No.8370 01



納品書(領収書)

2023年07月10日 11:56

売上 様 M
上

6-800022-49992-001

現金フリー
車両番号 実車番

レギュラー (セルフ) P-11
17.97L 167円 ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000)
内消費税等 ¥273
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000

楽天ポイントカード :
取引CD :02307108000221706265
取引日時 :2023/07/10 11:56:46
楽天ポイント :
利用ポイント :
利用可能ポイント :
本日付与されたポイントは2~3日
後に反映されます。また、会員資格
等の理由で、楽天ポイントが加算
されないことがあります。
詳細はpoint.rakuten.co.jpにて
ご確認ください。

現金でお支払いの場合は領収書にかき添えて頂きます。

株式会社 エルジオ
スーパーセルフ岡山天瀬店
岡山県 岡山市 北区天瀬3-9
TEL:086-225-0351 SS-800022
シートNo 2932-04 データNo4612-4615
2023/07/10



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/07/12(水)08:00

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.3784 P-16
レギュラーガソリン
24.69L/ℓ @162.0 ¥4000
★本日は 165円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,000

係員 係員 No.1561 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/07/24(月)07:58

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.1271 P-04
レギュラーガソリン
24.54L/ℓ @163.0 ¥4000
★本日は 167円より 4円/L引きです

合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お支払い ¥4,000
お釣り ¥0

係員 係員 No.8374 01



系内品 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/07/28(金)15:18

様

PayPay
QR 決済
区分 11
No. P-07
レギュラーガソリン
24.14L/ℓ @166.0 ¥4000
★本日は 169円より 3円/L引きです

合計 ¥5,000
(内消費税等 ¥455)

PayPay支払
ご利用額 6000
07/28 15:16:48 0% 151634
* QRコードは(株)デンソーの登録商標です

係員 係員 No.0557 01



系内品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/08/02(水)16:56
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.7087 P-04
レギュラーガソリン
27.44L/ℓ @164.0 ¥4500
★本日は 167円より 3円/L引きです

合計 ¥4,500
(内消費税等 ¥409)

PayPay支払
ご利用額 ¥4,500
事前支払額 ¥5,000
08/02 16:54:48 04230802165445
差額返金額 ¥500
08/02 16:56:19 04230802165619
* QRコードは(株)デンソーウェブの
登録商標です

係員 様 No.3688 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/08/02(水)16:56
様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.9267 P-13
レギュラーガソリン
28.55L/ℓ @170.0 ¥4854
★本日は 173円より 3円/L引きです

合計 ¥4,854
(内消費税等 ¥441)
お預り ¥5,000
お釣り ¥146

係員 様 No.50 01



apollo
station

領収書

印 紙

松山中央通り

TEL 089-911-2211

出光 汐見石油 (株)

愛媛県松山市番町6丁目105-5

TEL 089-911-2211

売上 2023年 8月11日
12:50
上 機 手
現金フリー 00-328835-90001-0001-9

レギュラーガソリン P-10(内)
28.74L @174.0 5000円
01200.00

合計 5,000円
(内、消費税等(10.00%) 455円)
(内、P支払可能金額 5,000円)

預り金 10,000円
釣銭 5,000円



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/09/03(日)18:39
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.7056 P-04
レギュラーガソリン
17.44L/リットル @172.0 ¥3000
★本日は 175円より 3円/L引きです

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
09/03 18:38:30 04230903183823
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 リー卜No.1772 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/09/08(金)08:48
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.9277 P-04
レギュラーガソリン
17.24L/リットル @174.0 ¥3000
★本日は 177円より 3円/L引きです

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
09/08 08:47:42 04230908084738
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 リー卜No.3801 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/09/13(水)08:36
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.2412 P-04
レギュラーガソリン
28.78L/リットル @172.0 ¥4950
★本日は 175円より 3円/L引きです

合計 ¥4,950
(内消費税等 ¥450)

PayPay支払
ご利用額 ¥4,950
事前支払額 ¥5,000
09/13 08:34:49 04230913083442
差額返金額 ¥50
09/13 08:36:47 04230913083647
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 リー卜No.6646 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
2023/09/21(木)09:30
様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.7913 P-04
レギュラーガソリン
22.99L/リットル @174.0 ¥4000
★本日は 177円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)
お預り ¥4,000
お釣り ¥0

係員 様 リー卜No.1680 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/10/11(水)11:58

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.9842 P-01
レギュラーガソリン
24.69L/リ @162.0 ¥4000
★本日は 165円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000

係員 係員 No.2570 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/10/20(金)17:28

様

現金フリー 手
区分 10
No.4486 P-22
レギュラーガソリン
24.24L/リ @165.0 ¥4000
★本日は 169円より 4円/L引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)
お預り ¥4,000
お釣り ¥0

係員 係員 No.6785 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/10/24(火)12:57

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.6797 P-04
レギュラーガソリン
28.66L/リ @164.0 ¥4700
★本日は 167円より 3円/L引きです

合計 ¥4,700
(内10%消費税等 ¥427
10%税込金額 ¥4,700)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,300

係員 係員 No.8841 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/11/07(火)11:42
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.5069 P-04
レギュラーガソリン
18.29L/ℓ @164.0 ¥3000
★本日は 167円より 3円/L引きです

合計 ¥3,000
(内10%消費税等 ¥273
10%税込金額 ¥3,000)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
11/07 11:41:16 04231107114109
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 レシートNo.6390 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/11/12(日)22:21
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.8995 P-01
レギュラーガソリン
30.00L/ℓ @160.0 ¥4800
★本日は 165円より 5円/L引きです

合計 ¥4,800
(内10%消費税等 ¥436
10%税込金額 ¥4,800)

PayPay支払
ご利用額 ¥4,800
事前支払額 ¥5,000
11/12 22:20:08 03231112221956
差額返金額 ¥200
11/12 22:21:42 03231112222142
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 レシートNo.9977 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/11/15(水)14:42
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.0193 P-07
レギュラーガソリン
12.42L/ℓ @161.0 ¥2000
★本日は 165円より 4円/L引きです

合計 ¥2,000
(内10%消費税等 ¥182
10%税込金額 ¥2,000)

PayPay支払
ご利用額 ¥2,000
11/15 14:41:59 05231115144149
* QRコードは(株)デンソーウェーブの
登録商標です

係員 様 レシートNo.1061 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/11/23(木)12:29
様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.4912 P-16
レギュラーガソリン
24.69L/ℓ @162.0 ¥4000
★本日は 165円より 3円/L引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)

お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000

係員 様 レシートNo.5317 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/12/02(土)09:35

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.0152 P-22
レギュラーガソリン
24.39L/ℓ @164.0 ¥4000
★本日は 168円より 4円/ℓ引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,000

係員: ｼｰﾄNo.0121 01



apollostation

(株)ペトロスター関西
セルフ空港通
愛媛県松山市
空港通2-10-11
TEL:089-972-4457 SS:40111-13226
登録番号:T9120001112220

領収書

2023/12/19(火) 21:17 伝票No.1721
取引通番 2262

現金フリー 様
530-13226-0000-0005 * 40111
現金フリー

012000 0394
レギュラーガソリン P07 ¥2000
数量 11.70L
単価 @171

合計 ¥2,000
(内税分消費税 ¥182)
(内税10%対象 ¥2000)
(内税10%消費税 ¥182)
現金計 ¥2,000
お預り ¥2,000
お釣り ¥0



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/12/09(土)09:54

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.4581 P-16
レギュラーガソリン
18.29L/ℓ @164.0 ¥3000
★本日は 168円より 4円/ℓ引きです

合計 ¥3,000
(内10%消費税等 ¥273
10%税込金額 ¥3,000)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000

係員: ｼｰﾄNo.4177 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/12/10(日)18:58

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.6166 P-04
レギュラーガソリン
43.90L/ℓ @164.0 ¥7200
★本日は 168円より 4円/ℓ引きです

合計 ¥7,200
(内10%消費税等 ¥655
10%税込金額 ¥7,200)
お預り ¥10,000
お釣り ¥2,800

係員: ｼｰﾄNo.5601 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2023/12/22(金)16:31

様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.2873 P-16
レギュラーガソリン
28.22L/ℓ @163.0 ¥4600
★本日は 170円より 7円/ℓ引きです

合計 ¥4,600
(内10%消費税等 ¥418
10%税込金額 ¥4,600)
お預り ¥5,000
お釣り ¥400

係員: ｼｰﾄNo.1701 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/01/02(火)16:17
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.1377 P-13
レギュラーガソリン
29.94L/リットル @167.0 ¥5000
★本日は 170円より 3円/L引きです
合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

PayPay支払
ご利用額 ¥5,000
01/02 16:15:49 07240102161542
* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

係員 〇〇〇〇 ｼｰﾄNo.9417 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/01/06(土)18:14
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.3429 P-04
レギュラーガソリン
18.18L/リットル @165.0 ¥3000
★本日は 168円より 3円/L引きです
合計 ¥3,000
(内10%消費税等 ¥273
10%税込金額 ¥3,000)

PayPay支払
ご利用額 ¥3,000
01/06 18:13:01 04240106181253
* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

係員 〇〇〇〇 ｼｰﾄNo.1290 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/01/17(水)08:26
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.3388 P-19
レギュラーガソリン
27.44L/リットル @164.0 ¥4500
★本日は 168円より 4円/L引きです
合計 ¥4,500
(内10%消費税等 ¥409
10%税込金額 ¥4,500)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥4,500
事前支払額 ¥5,000
01/17 08:25:42 09240117082531
差額返金額 ¥500
01/17 08:26:58 09240117082656
* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

係員 〇〇〇〇 ｼｰﾄNo.6907 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/01/11(木)13:02
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.6141 P-10
レギュラーガソリン
30.12L/リットル @166.0 ¥5000
★本日は 170円より 4円/L引きです
合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

PayPay支払
ご利用額 ¥5,000
01/11 13:01:08 06240111130053
* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

係員 〇〇〇〇 ｼｰﾄNo.3776 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/01/25(木)11:25
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.4469 P-10
レギュラーガソリン
29.94L/リットル @167.0 ¥5000
★本日は 170円より 3円/L引きです
合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥5,000
01/25 11:24:25 06240125112418
* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

係員 〇〇〇〇 ｼｰﾄNo.1371 01



内品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/02/04(日)09:30
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.0967 P-04
レギュラーガソリン
20.30L/L @165.0 ¥5000
★本日は 168円より 3円/L引きです

合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥5,000
02/04 18:25 04240204092815
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員 様 シートNo.7282 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/02/08(木)12:22
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.3305 P-04
レギュラーガソリン
17.97L/L @167.0 ¥3000
★本日は 170円より 3円/L引きです

合計 ¥3,000
(内10%消費税等 ¥273
10%税込金額 ¥3,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥3,000
02/08 12:21:26 04240208122122
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員 様 シートNo.9390 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/02/13(火)07:43

現金メンバー 99-12
区分 11
No.6961 P-04
レギュラーガソリン
23.26L/L @167.0 ¥3884
★本日は 170円より 3円/L引きです

合計 ¥3,884
(内10%消費税等 ¥353
10%税込金額 ¥3,884)

お預り ¥5,000
お釣り ¥1,116

係員 様 シートNo.2730 01



領収書

apollo
station

印紙

328835

松山中央通り
TEL 089-911-2211
汐見石油 (株)
愛媛県松山市宝町6丁目105-5
TEL 089-911-2211

売上 登録番号 T2500001002042
2024年 2月14日 18:35
上 様 手
現金フリー 00-328835-90001-0001-9

レギュラーガソリン P-1(内)
11.63L @172.0 2000円
01200.00

合計 2,000円
(内、消費税等(10.00%) 182円)
預り金 10,000円
釣銭 8,000円

伝No: 10285 担当: 様

※ 本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管戴く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/02/19(月)18:41
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.0453 P-07
レギュラーガソリン
29.94L/L @167.0 ¥5000
★本日は 170円より 3円/L引きです

合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥5,000
02/19 18:39:13 05240219183909
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員 様 シートNo.5878 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/03/01(金)18:41
PayPay 様

QRコード決済
区分 13
No.6668 P-10
レギュラーガソリン
26.71L/リットル @161.0 ¥4300
★本日は 166円より 5円/L引きです

合計 ¥4,300
(内10%消費税等 ¥391
10%税込金額 ¥4,300)

PayPay支払
ご利用額 ¥4,300
事前支払額 ¥5,000
03/01 18:40:39 06240301184032
差額返金額 ¥700
03/01 18:41:56 06240301184158
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 様 リーシートNo.1595 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/03/11(月)10:37
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.3138 P-07
レギュラーガソリン
30.12L/リットル @166.0 ¥5000
★本日は 170円より 4円/L引きです

合計 ¥5,000
(内10%消費税等 ¥455
10%税込金額 ¥5,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥5,000
03/11 10:36:12 05240311103608
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 様 リーシートNo.7538 01



納品書 (領収書)

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/03/20(水)11:01
楽天ペイ 様

QRコード決済
区分 13
No.8287 P-22
レギュラーガソリン
24.39L/リットル @164.0 ¥4000
★本日は 168円より 4円/L引きです

合計 ¥4,000
(内10%消費税等 ¥364
10%税込金額 ¥4,000)

楽天ペイ支払
ご利用額 ¥4,000
事前支払額 ¥5,000
03/20 11:00:02 10240320105950
差額返金額 ¥1,000
03/20 11:01:31 10240320110129
* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

係員: 様 リーシートNo.2169 01



領収書

売上
JA全農
JASS-PORT松山東
愛媛県松山市北久米町755-1
TEL:089-970-5755 SS:7200201001
登録番号:T8010005002090
2024/03/31(日)18:10
様

現金メンバー 99-12
区分 11
No.5491 P-13
レギュラーガソリン
26.22L/リットル @164.0 ¥4300
★本日は 168円より 4円/L引きです

合計 ¥4,300
(内10%消費税等 ¥391
10%税込金額 ¥4,300)
お預り ¥5,000
お釣り ¥700

係員: 様 リーシートNo.8676 01

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5年 7月 3日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	関東方面視察（東京都新宿区歌舞伎町視察、自己探求&スキルアップセミナー、神奈川県こども夢パーク視察）			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費	6,600	円	100 %
	パ ッ ク 代 金	43,400	円	100 %
	そ の 他	13,500	円	100 %
	合 計	63,500	円	100 %
特 記 事 項	日程については別紙調査研究視察報告書に記載			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5年 7月 3日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 清水 義郎



整理番号	2
日 程	令和 5年 6月30日(金) ～ 令和 5年 7月 3日(月)
目 的	東京都及び新宿区の児童相談所の現状のレク、歌舞伎町での女性支援の活動実態、自己啓発&スキルアップセミナー受講、川崎市こども夢パーク視察
訪問先	東京都新宿区、千葉県船橋市、神奈川県川崎市
概 要 所 見	詳細別紙

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

○令和5年6月30日

- ・新宿区の児相設置状況についてのレク(新宿児童相談所)
- ・新宿区歌舞伎町における女性支援の現状(歌舞伎町 レスキューハブ事務所)

東京では現在練馬区を除く22特別区で児童相談所の設置が進んでおり(設置済みの区もあり)、新宿区でも設置時期は未定ながら現在設立に向けて準備が進められています。また、同じ新宿にある東京都児童相談センター(都の児相)も訪問し、区の設置に向けての準備状況、そしてそれに向けての都の支援体制等をお聞きしてきました。

児童相談所設置にあたっては、当然建物建ててすぐ作りましょうという話にはならず、専門職である児童福祉司等を育成する必要があります。

都の児相に区の子ども総合センターのサテライトオフィスを置き、児相との連携を図り児相の仕事をそこで学んだり、逆に都の職員を区に派遣するなど、双方で設立に向け人材育成等の準備体制が取られていることが分かりました。

児童相談所は中核市にも設置することができますが、松山市には設置されていません。松山市の子ども達は松山市で守るべきという市民の方からの声もあります。

一方で練馬区のように児相は広域行政でやるべきという声もお聞きします。

勉強を続けて、何が松山市にとってベストなのかを引き続き考えていきたいと思います。

その日の夜は新宿歌舞伎町でいわゆる夜職に従事する女性等への声掛け、また女性が相談や休憩したりできる立ち寄り所を設置するなどして女性へのアウトリーチ型支援を行っている団体、レスキューハブの■■■さんとお会いし、現状を伺うと共に、一緒に歌舞伎町を歩き私と渡邊議員も夜の街に立つ女性に声掛けを行ってきました。

歌舞伎町はト一横キッズの問題など、様々な問題を抱えている街ですが、何かあった時に頼れる存在になれるよう、普段から街を歩いて、女性や子ども達に信頼されるように地道な活動をされている■■■さんに頭の下がる思いでした。

松山では今のところト一横のような場所はないと思いますが、普段から地域の大人が立場が弱いとされる人達に声を掛け、気に掛けることで何かあった時に守ってあげられる地域を作らなければいけないと改めて感じました。

○7月1、2日

- ・自己探求&スキルアップセミナー(千葉県習志野市)

2,3日目は千葉県習志野市で開催された一般社団法人 Funplayer 主催の「自己探求&スキルアップセミナー」に参加してきました。

全国各地から子どもの健全育成に携わる様々の職種の皆さんが集まり、あそびを通していかにこどもまんなか社会を実現していくかについて、座学、実践でみっちり2日間学んできました。

グループであそびを作るというグループワークがあったのですが、人数、使う道具、ルール、動きなどをランダムに選び、そこからイチからあそびを作り上げていきます。

普段何気なくしているあそびですが、自分達で作っていくことで、こういうルールの中であそぶことで協調性が磨かれていくな、とかあそびを通して子ども達が学んでいくものを改めて実感する事ができました。

ここに書ききれないほど大きな学びがあったのですが、2日間共に学んだ仲間ができたことも大きな収穫でした。

また共遊(共に遊ぶ)、連携しながら松山でもこどもまんなか社会が実現できるよう頑張っていきたいと思います。

○令和5年7月3日

・川崎市こども夢パーク視察(神奈川県川崎市)

最終日の4日目は、川崎市の子ども夢パークに行ってきました。

川崎市は全国に先駆けて2000年に「子どもの権利に関する条例」を制定した自治体であり、その理念の下に作られた子ども夢パーク(ゆめパ)は私が以前から行ってみたい施設の一つでした。

施設内はとにかく子ども達が自分の思うようにありのままの姿で思い切り遊べて、休息できて、人間関係を作ることができる居場所になっていました。

また、日本で初めて作られた公設民営のフリースクールも併設されており、多くの子ども達が思い思いに過ごしていました。

施設の立ち上げから現在まで運営に携わっておられる西野理事長ともお話しすることができ、松山でもこういう子ども達の権利が守られた施設を作ってくれ、と激励していただきました。

松山市には「松山市子ども育成条例」という条例はありますが、これは大人がいかに子ども達を育てていくかという大人目線の内容であり、【子ども達には一人一人に保障された権利があり、その権利の下子ども達自身がどう生きていくことができるのか】が示されたものではありません。

子ども達がありのままに過ごせる場所作り、また学校以外の学びの場所の保障を行政が行っていく必要性はもちろん、その拠り所となる条例の必要性を強く感じました。

No. 53741-1

ご利用明細書

Description

トーセイホテル&セミナー幕張

〒275-0024 千葉県習志野市茜浜2-3-2

TEL.047-452-0670

FAX.047-452-0675

お名前(Name)

シミズ ヨシロウ

様

お部屋 Room	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	担当 Clerk	頁 Page
703	2023/07/01	1	2023/07/02	1	2023/07/01		1

日付 Date	お部屋 Room	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
07/01	703	ダブル1名 現金	6,600	1	6,600	6,600
ご署名 Signature					ご利用合計 Total	請求額 Balance
会社名 Firm					6,600	0

(内消費税 ¥600)

53741-1

領収書

お名前(Name)

シミズ ヨシロウ

様

RECEIPT

トーセイホテル&セミナー幕張

〒275-0024 千葉県習志野市茜浜2-3-2

TEL.047-452-0670

FAX.047-452-0675

予約金・現金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
売掛金・ポイント Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
		6,600

発行月日 (Issue)

2023/07/01 (18:32)

収 入
印 紙

(内消費税 ¥600)

清水 義郎様

発行日 : 2023-06-29

お名前 : 清水 義郎
ご利用金額 : 43,400円
但 : 旅行代金として
支払い方法 : クレジットカードにてお支払い
決済日 : 2023-05-26

旅行内容

代表者 : しみずよしろう
予約番号 :
利用航空会社 : 日本航空
旅行開始日 / 旅行終了日 : 2023-06-30 / 2023-07-03
申込人数 : 1人(大人 : 1人)
ホテル名 / チェックイン日 : アパホテル〈新宿 歌舞伎町タワー〉 / 2023-06-30
部屋タイプ / 部屋数 : □□ 禁煙室 □□ シングル / 1部屋
ホテル名 / チェックイン日 : アパホテル〈新宿 歌舞伎町タワー〉 / 2023-07-02
部屋タイプ / 部屋数 : □□ 禁煙室 □□ シングル / 1部屋

利用明細

大人 : 43,400円 × 1人
旅行代金合計金額 : 43,400円

楽天グループ株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区 3-5-10 1F

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

ご利用ありがとうございました。

【領収書】

清水 義郎 様

発行日：2023年 7月 1日

金額： ¥ 10,000 -

但：2023年6月30日の講師料として
上記正に領収いたしました。



特定非営利活動法人
Rescue Hub
レスキューハブ

特定非営利活動法人レスキュー・ハブ
理事長 坂本 新

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目3番18号

ピラモデルナ A203

TEL：080-3503-2903

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

出口2 Tel 089-971-5439

領収証

精算機 #03	P 精算No.000412
発券機 #12	発券No.035034
入庫時刻	2023年 6月30日(金) 07:07
出庫時刻	2023年 7月 3日(月) 21:13
駐車時間	3日 14:06
駐車料金	A料金 3,500円
=====	
合 計	3,500円
現金領収額	3,500円
お預り	4,000円
お釣り	500円

またのご利用をお待ちしております。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6年 2月 13日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
用 務	岡山県奈義町への視察		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	7,735 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	バック代金	円	%
	そ の 他	6,000 円	%
	合 計	13,735 円	100 %
特 記 事 項	新居浜市議会 野田 明里議員と同行したため、かかった交通費を折半 視察日 令和6年2月13日		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6年 2月 13日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 清水 義郎



整理番号	3
日 程	令和 6年 2月13日(火) ～ 令和 6年 2月13日(火)
目 的	岡山県奈義町における子育て支援、移住定住対策等を学び、同町のような高出生率を松山市でも実現するための参考とするため
訪問先	岡山県奈義町
概 要 所 見	奈義町では合計特殊出生率が2019年時点で2.95となるなど全国平均の2倍以上となり、全国から注目を集めている。 同町においては、民間の賃貸住宅がないため、町が賃貸住宅を建て、また民間が参入していないためかなり安価に家賃を設定することで多くの子育て世代の移住を促していることが分かった。 また、働きたい町民と、任せたい仕事のある企業などをつなぐ一般社団法人「奈義しごとえん」が実施する「しごとコンビニ」によって子育て世代においても働きやすい環境を提供するなど、子育てと仕事の両立を図りやすい環境を整えていた。 町役場のすぐそばにある「なぎチャイルドホーム」では子育て保護者同士が託児をしあったり、学校帰りの小学生が立ち寄れる児童クラブのような施設があったりと、乳幼児から学童期の子どもまで子どものことで困ったことがあればここに駆け込めば全て解決、というような総合的に困りごとに寄り添えるような施設になっていた。 自治体の規模が違うので同じ施策が松山でできるわけではないが、できるものは取り入れてここで子どもを生み育てたいと言ってもらえる松山市にさらにしていかなければならないと感じた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

令和6年2月29日

松山市議会議員
清水 義 郎 様

岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地
奈義町長 奥 正 親
登録番号 T4000020336238

行政視察代金の領収について

このことについて、令和6年2月13日に実施いたしました奈義町行政視察代金を領収しました。

記

- 1 領収金額 6, 0 0 0 円
 (内消費税 (10%) 545 円)
- 2 領収の内容 令和6年2月13日実施の行政視察料として

【問い合わせ先】

〒708-1392

岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

奈義町役場情報企画課 井戸

TEL : 0868 - 36 - 4126

令和6年2月13日(火)

岡山県奈義町 視察

松山市議会議員 清水 義郎
新居浜市議会議員 野田 明里

高速道路利用について

往路

川内 IC⇒いよ西条 IC 下車(野田議員乗車)⇒いよ西条 IC⇒瀬戸大橋経由⇒津山 IC

復路

院庄 IC⇒瀬戸大橋経由⇒新居浜 IC 下車(野田議員降車)⇒新居浜 IC⇒川内 IC

○往復高速料金 15,470 円を 7,735 円ずつ折半するものとする。

○領収証原本は清水義郎が保管する。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 いよ西条

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年 2月13日 9時08分

車種 軽二

通行料金 ¥960-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 川内

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号201-00820839-00

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 早島本線

TEL 086-483-0010

領 収 書

24年 2月13日 車種

(本四) 軽二

通行料金 ¥3,460-

※通行料金の消費税率は10%です

(内訳)

現金(本四) ¥3,460-

登録番号: T3140001024527

取扱番号205-00161055-08758

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 津山

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年 2月13日 12時10分

車種 軽二

通行料金 ¥3,400-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 新居浜

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号202-00660929-00

ご利用ありがとうございます。

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 坂出本線

TEL 0877-45-3941

領 収 書

24年 2月13日 車種

(本四) 軽二

通行料金 ¥3,460-

※通行料金の消費税率は10%です

(内訳)

現金(本四) ¥3,460-

登録番号: T3140001024527

取扱番号211-00041917-01312

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 新居浜

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年 2月13日 20時19分

車種 軽二

通行料金 ¥3,230-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 院庄

2024年3月18日0時から

土居料金所はETC専用料金所

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号209-00871713-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 川内

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

24年 2月13日 22時49分

車種 軽二

通行料金 ¥960-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— いよ西条

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号: T3120001112341

取扱番号201-02942217-00

令和5年度(4～3月分) 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	令和5年度 松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分	3,000 円		4
3/31	令和5年度 松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分	3,000 円		5
3/31	NPO法人まるっとおのくめ 2023年度年会費	1,000 円		6
3/31	令和5年尾 子ども・若者参画研究会会費	6,000 円		7
3/10	一般社団法人愛媛県ひきこもり・不登校支援及び就労支援協議会 研修会参加費	1,000 円		8
5/27	児童健全育成推進セミナー受講、東京都児童館視察	29,800 円		9
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		43,800 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 9月 30日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度 松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 4月 12日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 5年 4月 12日

清水 義郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員は、任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度 松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5年 12月 5日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和5年12月5日	
清水 義郎 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克爾	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	NPO 法人 まるっとおのくめ 2023 年度年会費		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 5 年 7 月 1 4 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

No. _____

領 収 書

2023年 7 月 14 日

清水 義 郎 様

金額	¥	1	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

摘要欄

☒ 2023 年度年会費 1000円	-	☒ 一般会員
☐ 利用会費 202 年 月 日 ~ 202 年 月 末日分 計	-	☐ 利用会員 (利用会費欄も記入)
☐ 応援会費 202 年 月 日 ~ 202 年 月 末日分 計	-	☐ 応援会員 (応援会費欄も記入)
☐ 利用会費 202 年 月 日 ~ 202 年 月 末日分 計	円 ×	ヶ月分
☐ 応援会費	円	
☐ 寄付金	円	

円

上記正に領収いたしました

NPO法人 まるっとお金のめ
松山市鷹子町803-81
理事長 宮内桂子

担当

NPO 法人 まるっとおのくめ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、NPO 法人 まるっとおのくめという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本法人は、住民はじめ関係者がまちづくりの主体として、小野地区と久米地区をより豊かな町にするこ
とを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)環境の保全を図る活動
- (6)災害救援活動
- (7)地域安全活動
- (8)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10)子どもの健全育成を図る活動
- (11)経済活動の活性化を図る活動
- (12)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)小野地区と久米地区在住の全ての人の移動を豊かにする事業
- (2)小野地区と久米地区在住の全ての人の生き甲斐を創出する事業
- (3)その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、普通会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)普通会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 本法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出があったとき

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3)会費を1年以上滞納したとき

(4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本法人の定款等に違反したとき

(2)本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

(1)理事5人以上20人以下

(2)監事1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

3 理事は普通会員でなければならない。

4 監事は会員でなければならない。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、

又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになっ

てはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)本法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反

する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後1事業年度が終了した後の総会において、

後任の役員が選任

された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない

場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、普通会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2)普通会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法

(以下、「書面等」

という)をもって招集の請求があったとき

(3)第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した普通会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、普通会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した普通会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面等により同意の意

思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各普通会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって

表決し、又は他の普通会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した普通会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の

適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する普通会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 普通会員総数及び出席者数(書面等表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、普通会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があ

ったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 事務局長は、理事会の求めに応じて理事会に出席し、担当業務について報告する義務を持つ。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 入会金及び会費の額

(4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5)事務局の組織及び運営

(6)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき

(3)第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 42 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会

の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする

ことができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終

了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した普通会員の 4 分の 3 以上の多数による議決

を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)普通会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、普通会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決により選定されたものとする。

(合併)

第 51 条 本法人が合併しようとするときは、総会において普通会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 宮内桂子

副理事長 高下和子

理事 片岡和子

理事 小淵あけみ

理事 権名津隆治

理事 阪本千都子

理事 徳永恵津子

理事 藤村晋太郎

理事 松下範雄

理事 松山絵理香

理事 山口眞弓

理事 渡部克彦

監事 寺川勲雄

監事 柚山治夫

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初の通常総会の日までとする。

- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 0 円

(2)年会費 普通会员:1,000 円

賛助会員(個人・団体、1 口):1,000 円

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度 子ども・若者参画研究会 会費		
金 額	6,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	・会の目的 子ども・若者の参画に関わる研究者、実践者、政策形成者のネットワーク化を図り、子ども・若者の参画の実態を把握し、子ども・若者の参画の意義や方法を模索することを通じて、子ども・若者とともに研究を活性化させ、実践に生かす。		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6年 3月 31日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

清水義郎

御中

No.

発行日 2024/12/26

金額 ¥6,000 (税込)

但 令和5年度 子ども・若者参画研究会会費

上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税等

収 入
印 紙

NPO法人わかものまち

静岡県焼津市道

代表理事 土肥

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 10日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	一般社団法人愛媛県ひきこもり・不登校支援及び就労支援協議会 研修会参加費		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	開催日 令和6年3月10日		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6年 3月 10日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証		No. _____
清水 義郎 様		令和6年3月10日
★		4/7 1000
但 研修会参加費として 上記正に領収いたしました		
内 訳	愛媛県松山市一番町二丁目5番地	
税抜金額	一般社団法人愛媛県ひきこもり・不登校支援及び就労支援協議会	
消費税額 (%)	代表理事 土 居 孝	
税抜金額	登録番号	
消費税額 (%)		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 5 年 5 月 2 7 日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	・児童健全育成推進財団 健全育成セミナー受講 令和5年5月26日(金) 15:00~16:40 場所 東京都千代田区 御茶ノ水ソラシティ ・東京都の児童館視察 令和5年5月27日(土) 13:00~14:30 場所 東京都目黒区 平町児童館		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	29,800 円	100 %
	そ の 他	円	100 %
	合 計	29,800 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 5 年 5 月 2 7 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2024/4/1
発行1回目

清水 義郎

様

支払金額

29,800 円

ツアー料金: 29,800 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード利用金額 29,800 円

■ 課税対象

10%対象 29,800 円

課税対象外 0 円

■ 旅行内容

代表者 しみず よしろう

予約番号

旅行日程

2023/05/26 ~ 2023/05/27

申込人数

1名 (大人1名/子供0名/幼児0名)

航空会社

日本航空

ホテル

アパホテル〈新宿 歌舞伎町タワー〉(2023/05/26から1泊
・1部屋)

■ 利用明細

内訳

大人

29,800 円 x 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 清水 義郎



整理番号	
日 程	令和 5年 5月26日(金) ～ 令和 5年 5月27日(土)
目 的	児童館を中心とした児童厚生施設における子ども支援について学ぶ
訪問先	健全育成セミナー(東京都千代田区 御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター) 児童館視察(東京都目黒区 平町児童館)
概 要 所 見	初日の健全育成セミナーには全国から児童館職員をはじめとした子ども達の支援に関わる職員が集まっていた。 こども家庭庁 成育局 成育環境課からの行政説明により、こども家庭庁発足の経緯や予算事業等の解説があった後、「遊びを通じてこどもの意見を聴く」と題して工学院大学 教育推進機構 教職課程科 教授 安部 芳絵 氏の講演があった。 こども家庭庁設置法や子どもの権利条約等にも子どもの意見表明権が謳われているが、児童館等の子どもが子どもらしく活動できる場所において、遊びという子どもにとって日常的な活動の中から子ども達の声を聴いていくということの重要性を再認識することができた。 翌日は目黒区の平町児童館での視察を行った。 平成30年にオープンした児童館であり、子育てで不用になった物品を交換するスペースやバンド演奏等ができる部屋を備えるなど、幅広い年齢層が利用しやすい地域に密着した施設であると感じた。 また、毎週木曜日の夕方から中高生を対象にした「もくよう塾」という塾も開講し、学習支援も行われていた。 「TMT スタッフ」という名称で子ども達自身がイベントを企画、運営したり、児童館のイベントのサポートスタッフとなるなど、子ども達が主体的に活動できる仕組みが整えられていた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

5/26 健全育成セミナー「こどもまんなか社会の実現に向けた児童館への期待」を開催します

2023.04.24

研修会

こども家庭庁発足記念 令和5年度 健全育成セミナー

「こどもまんなか社会の実現に向けた児童館への期待」

こどもまんなか社会の実現に向け、こども家庭庁が発足しました。

このセミナーは、こども家庭庁の最新の施策の動向や、こどもが意見を述べる場として期待されている児童館の活動内容等について理解を深めることを目的に開催します。

令和5年5月26日（金）15：00～16：40

・「行政説明」

こども家庭庁 成育局 成育環境課

・「遊びを通じてこどもの意見を聴く」

工学院大学 教育推進機構 教職課程科 教授 安部 芳絵 氏

こども家庭審議会こどもの居場所部会 臨時委員

厚生労働省社会保障審議会 放課後児童対策に関する専門委員（～令和4年度）

内閣官房 こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討 委員会委員（令和4年度）

◆会場：御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター（東京都千代田区）

◆対象：児童館・放課後児童クラブ関係者・行政担当者・研究者等

◆定員：200名 先着順 ※対面集合研修として開催します

◆申込方法

・所属する施設が会員、または個人会員の方はこちら

（参加費は無料です。13時30分からの会員総会とあわせてのお申し込みとなります。健全育成セミナーのみご参加の場合は通信欄にてその旨ご記入ください。会員向け情報誌『じどうかん』裏表紙に下に記載されている共通パスワードが必要です。ご不明な方はお問い合わせください。）

・一般の方のお申し込みはこちら

令和5年度(4～3月分) 科目別集計表

科 目 名				
広聴費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2/11	Issues 利用料支払い	43,890 円		10
2/24	中島地域における市民相談等の船舶使用料	18,900 円		11
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		62,790 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 2月 11日	整理番号	10	12	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	Issues 利用料支払い				
金 額	43,890 円 年間の支出金額の合計を記入してください。				
特 記 事 項					
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額	
11月分	10月 11日	8,778 円	100 %	8,778	円
12月分	11月 11日	8,778 円	100 %	8,778	円
1月分	12月 11日	8,778 円	100 %	8,778	円
2月分	1月 11日	8,778 円	100 %	8,778	円
3月分	2月 11日	8,778 円	100 %	8,778	円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円
月分	月 日	円	%		円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

請求書番号 386027C0-0001
領収書番号 2817-7835
支払い日 2023年10月11日
支払い方法 Visa - 3496

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
清水 義郎

2023年10月11日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2023/10/11 ~ 2023/11/11	1	¥8,778	¥8,778
	小計		¥8,778
	合計		¥8,778
	支払い金額		¥8,778

領収書



請求書番号 386027C0-0002
領収書番号 2270-7551
支払い日 2023年11月11日
支払い方法 Visa - 3496

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
清水 義郎

2023年11月11日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2023/11/11 ~ 2023/12/11	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 386027C0-0003
領収書番号 2581-5583
支払い日 2023年12月11日
支払い方法 Visa - 3496

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
清水 義郎

2023年12月11日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2023/12/11 ~ 2024/01/11	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 386027C0-0004
領収書番号 2879-8260
支払い日 2024年1月11日
支払い方法 Visa - 3496

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
清水 義郎

2024年1月11日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/01/11 ~ 2024/02/11	1	¥8,778	¥8,778
	小計		¥8,778
	合計		¥8,778
	支払い金額		¥8,778

領収書



請求書番号 386027C0-0005
領収書番号 2499-9327
支払い日 2024年2月11日
支払い方法 Visa - 3496

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
清水 義郎

2024年2月11日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
専用トピックプラン 2024/02/11 ~ 2024/03/11	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 2月 24日	整理番号	11 13	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	中島地域における市民相談等の船舶使用料			
金 額	18,900	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 21日	2,460 円	100 %	2,460 円
6月分	6月 28日	1,820 円	100 %	1,820 円
7月分	7月 27日	3,640 円	100 %	3,640 円
8月分	8月 24日	1,820 円	100 %	1,820 円
9月分	9月 22日	1,820 円	100 %	1,820 円
10月分	10月 15日	1,820 円	100 %	1,820 円
1月分	1月 26日	3,100 円	100 %	3,100 円
2月分	2月 24日	2,420 円	100 %	2,420 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

乗船証明書

(ICカード用領収書)

区 間

大 浦 — 高 浜
神 浦

運賃 1,550円

(急行料金を含む)

上記金額を領収しました

令和 年 月 日

5-4,21
中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領 収 書)

区 間

大 浦 — 三津浜
神 浦 — 高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 4 月 21 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
 松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 6 月 28 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
 松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 6 月 28 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 — 三津浜
神 浦 高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 7 月 20 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 — 三津浜
神 浦 高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 7 月 20 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 7 月 27 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 7 月 27 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
 松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 8 月 24 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦 三津浜
神 浦 高 浜
 松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 8 月 24 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦
神 浦

—

三津浜
高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 9 月 22 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦
神 浦

—

三津浜
高 浜
松山観光港

運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 9 月 22 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦
神 浦三津浜
— 高 浜
松山観光港運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 10 月 15 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(領収書)

区 間

大 浦
神 浦三津浜
— 高 浜
松山観光港運賃 910円

上記金額を領収しました

令和 5 年 10 月 15 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(ICい〜カード用領収書)

区 間

大 浦 — 高 浜
神 浦

運賃 1,550円

(急行料金を含む)

上記金額を領収しました

令和 6 年 1 月 26 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(ICい〜カード用領収書)

区 間

大 浦 — 高 浜
神 浦

運賃 1,550円

(急行料金を含む)

上記金額を領収しました

令和 6 年 1 月 26 日

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(ICい〜カード用領収書)

区 間

大 浦 ー 高 浜
神 浦

運賃 1,550円

(急行料金を含む)

上記金額を領収しました

令和 年 月 日

'6 - 2. 24
中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です

乗船証明書

(ICい〜カード用領収書)

区 間

大 浦 ー 三津浜
神 浦 ー 高 浜
松山観光港

運賃 870円

上記金額を領収しました

年 月 日

'6 - 2. 24

中島汽船株式会社

(注意) 領収印がないものは無効です